

(メール施行)
兵共募発第222号
令和元年10月21日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

「令和元年台風第19号災害義援金」(宮城県)の募集について(ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり宮城県共同募金会より通知がありました。
つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、宮城県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当: 松本裕一・大隅優樹)
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階
TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625
電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp

「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱

社会福祉法人宮城県共同募金会

1 趣 旨

令和元年台風19号に伴う災害により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じることから宮城県全域14市20町1村にも災害救助法が適用されました。宮城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

3 受付期間

令和元年10月18日（金）から令和2年3月31日（火）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
七十七銀行	県庁支店 (206)	普通預金 5012230	宮城県共同募金会 令和元年台風第19号災害 義援金 会長 本木 隆 (ミギケンキョウトウホウケンカイレイカゴソネタイワダインギョウキ ユウゴウサカガイエンキンカチヨウモトキタシ)

※ 同行本支店の窓口からの振込手数料は無料となります

5 義援金の配分

宮城県共同募金会でお預かりした義援金は、宮城県へ拠出し、宮城県が設置する義援金配分委員会（宮城県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会等で構成）で決定される災害義援金配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

6 税制上の取扱い

この義援金は、税制上優遇措置の適用対象となります。
確定申告に際しては、金融機関で受けとる振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当。
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

7 領収書の発行

個人で振り込みをされる方は、受領証が税制優遇措置を受ける証明となります。
本会へ送金される義援金のうち、領収書を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」
に必要事項を記入のうえ当会へ送付してください。

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和元年10月18日施行です。

お問い合わせ先

宮城県仙台市若林区新寺1丁目4-28

社会福祉法人宮城県共同募金会

TEL 022-292-5001 / fax 022-292-5002